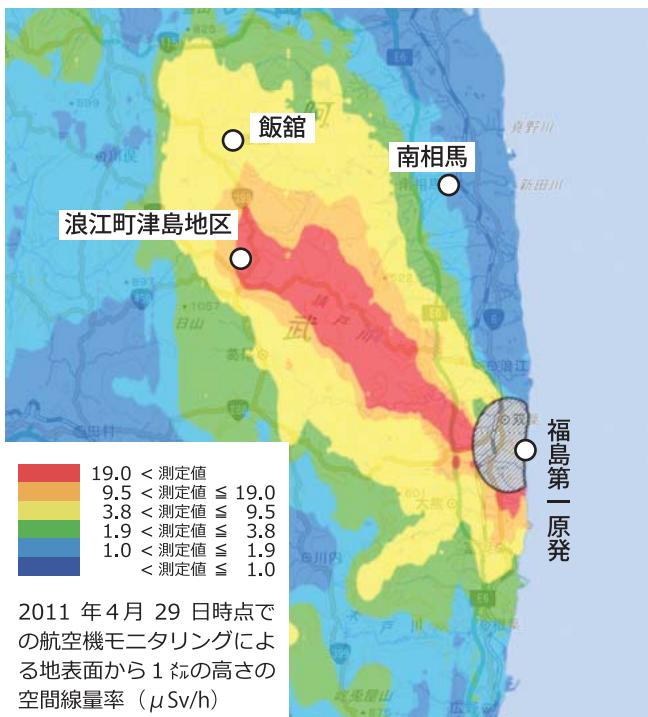


「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」を支援しよう

3・11 福島第一原発事故によって、帰還困難区域となった双葉郡浪江町津島地区、原発から 20 キロ圏外のこの地区に、放射性物質が降り注ぎました。国からは何の情報、指示もなく、津島の住民と津島への避難者は、町が独自の判断で避難を開始した 3 月 15 日まで高線量の中に放置されました。現在も帰還困難区域のまま津島地区の人々は、ふるさと津島に帰ることはできません。いつ帰れるのか目途すら立たないまま 10 年が経過しました。

4 月 17 日、私たち「3.11 反原発福島行動」実行委員会のメンバーは、「公正判決署名活動」を通して知り合った「福島原発事故津島被害者原告団」副団長・石井ひろみさんにお願いし、今野団長、武藤事務局長、石井さんにご案内いただき、はじめての現地立ち入り調査を行うことが出来ました。現地に立ち、あらためて被曝がもたらした残酷な現実、今後も続くであろう放射能汚染の被害の大きさを実感せざるをえませんでした。

石井ひろみさんは、北海道で生まれ、転勤族だった父親の関係で、九州、関西、関東の各地で転居を繰り返しました。1971 年、横浜在住時に知り合った石井家の 18 代目にあたる夫との結婚で津島に嫁いできたのです。ふるさと津島を映像で残す会作成の D V D 『ふるさと津島—消えゆくふるさと 最後の 7 つの物語』のなかで、石井さんは「かまど」と題して津島における自らの生活を物語っています。「かまど」は旧家に嫁いできたひろ



動物に荒らされた武藤事務局長宅



浪江高校津島分校から現地調査に出発



石井さんのご自宅

ながら、苦労を重ねながらも築き上げてきたかけがえのない生活、ひろみさんのふるさとは 40 年かけてつくりあげてきたものです。そして、すべての津島の住民にそうした生活があり、ふるさとがあったのです。原発事故はそれらすべてを奪ったのです。

「ふるさとを返せ 津島原発訴訟」は 7 月 30 日に判決公判を迎えます。被告側の弁護士は、事故の責任はないし、賠償金を既に払っているというあからさまな態度で裁判に臨んできていると石井さんは言っていました。とんでもないことです。問われていることは金銭の問題ではなく原発事故がもたらした「地域の崩壊、ふるさと喪失、はく奪」「廃村、棄民」(今野団長が説明の中で幾度となく繰り返した言葉) の現実をどうするのかということです。奪われたふるさとを元に戻せという原告団の主張を全面的に支持し共に歩んでいきたいと思います。

(3.11 反原発福島行動実行委員会・高橋)

被害の訴え (原告意見陳述の一部抜粋)

津島は帰還困難区域です。立入制限があります。それでも帰る度に、変わり果てた自宅の姿を見て、また悲しくなります。津島の自宅は、家族が何十年も暮らし、一番幸せを感じられる場所でした。その自宅は、今では天井や床が抜け落ちたり、畳には真っ黒なカビが生えたりしています。嫌な臭いも充満しています。余りにも汚すぎて、靴を履かなければ家に上がれません。このように変わり果てた自宅でも、先祖から大切に守られてきた私達のお城です。そんな自分のお城に土足で上がりなければならないこの辛さが、あなた方 (注: 国と東電) に解りますか。(原告女性)



D V D 販売のご案内

◆『原告意見陳述集』
(送料込 1000 円)

◆D V D『ふるさと津島』
(本体 1000 円+送料 180 円)

ご注文は、原告団会計・三瓶春江さんへ
電話 090-6222-3524
メール sugata.family3524@outlook.jp
ふるさと津島を映像で残す会ホームページ
<https://www.furusato-tsushima.com>